



副会長
山川 茂樹

平成 19 年度前半を振り返って

今月のことば

monthly word

5月末日までに2回の常議員会と定期総会を開催し、「弁理士業務の高度化・広域化の推進と研修・人材育成事業の拡充」をはじめとする事業計画と予算をご承認頂き、9月末日で本年度の折り返し地点を迎えた。昨年の役員選挙の後、昨年末から3月末まで正副会長予定者でほぼ毎週のように日本弁理士会の会務全般についての勉強、並びに事業計画及び予算の検討を行ってきたが、実際に副会長に就任してみると、やはり「習う」のと「やる」のとでは大違いである。

そこで、この半年を振り返り、2, 3, 感想を述べさせて頂こうと思う。

なお、小生の主たる担当分野は、財務、弁理士推薦、総会、常議員会、中央知的財産研究所、弁理士政治連盟等であり、以下の感想がこれらの分野に偏りがあることは何卒ご了承願いたい。

1. 国会対策

この4月には、弁理士法の一部を改正する法律案の国会審議を目前に控えていたこともあり、就任早々、国会対策のために特許庁や、関係議員のもとに頻繁に通うこととなった。もちろん、国会議員に面会するのは小生にとって初めての経験である。お陰様で、弁理士法の一部を改正する法律は、6月に可決成立し、一部を除き、来年4月から施行される。

この弁理士法の改正により、知的財産の専門職として多様なニーズに対応するため、弁理士の業務範囲が拡大される一方、弁理士の資質の維持及び向上を図るため、弁理士に、実務（専権業務及

び非専権業務）及び弁理士倫理について5年間で70時間以上の研修の受講が義務化される他、業務独占資格である弁理士の責任の一層の明確化が求められることになる。また、これまでも「弁理士ナビ」等を通じて公開されてきた弁理士の情報についても、今後は、ユーザの視点からの役に立つ情報の公開が求められることとなる。

より具体的な事項については政省令に委ねられており、政省令は特許庁などのご尽力により、この秋までに整備される予定となっている。

日本弁理士会では、2, 3年前から法改正の準備をできていたとはいえ、法律を改正するには多大な労力がかかるものである。昨年の秋の時点では、法改正が実現するかどうかも分からなかったことを思えば、世の中の動きの速さに驚くばかりである。

一方、国会会期中には、与野党議員による知財関連の会合に日本弁理士会の一員として出席する機会にも恵まれ、わが国の知財政策の方向性が固まっていく現場に立ち会う機会を得た。

このような経験を通じて、日本弁理士会という「組織」があって初めて法改正などが実現できること、知的財産制度の発展を語る上で、長期的かつ国家的見地から、今や国会議員とのつながりは不可欠であること、そして、知的財産の専門家である弁理士の将来のためには、日本弁理士政治連盟（弁政連）との協働が欠かせないことを痛感した。特に、弁政連の活動は、弁理士の日常業務に今すぐ役に立つものではないかもしれないが、中長期的に見れば、全ての弁理士の利益につながる

ものである。原則として弁理士は皆、弁政連の会員でもある。弁政連に対する会員の皆様のご理解とご支援の輪が広まることを願うばかりである。

2. 日本弁理士会の活動

弁理士の皆さんは、弁理士試験に合格した、弁護士となる資格を有する、元特許庁審査官・審判官（弁理士法第7条）、と「出自」は異なっても、皆、弁理士になろう、と心に決めて弁理士登録をされたことであろう。一方、日本弁理士会の会員になろうという意志をもって弁理士登録をされた方はいらっしゃるだろうか。

日本弁理士会は、弁理士の使命及び職責にかんがみ、弁理士の品位を保持し、弁理士の業務の改善進歩を図るため、会員の指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを一つの目的として設立される法人である（弁理士法56条）。好むと好まざるとにかかわらず、弁理士は、当然、弁理士会の会員となるのである（弁理士法60条、日本弁理士会会則32条）。

今日、日本弁理士会の会員数は今や7200人を超え、今後も増え続けることが予想される。また、知的財産制度に対する期待と関心の高まりやその

公益性を背景に、日本弁理士会の事業は、会員の指導・連絡・監督にとどまらず、知的財産制度に関する研修や調査研究、社会貢献その他の対外的活動と多岐にわたり、その規模も年々大きくなる傾向にある。

このような組織を運営するうえで、日本弁理士会の役員制度は重要である。現在の役員制度は、平成17年に見直され、会長2年任期制の導入、執行理事制度の導入、常議員会制度の見直しなどが行われ、今年が2年目となる（会長2年任期は今年から）。現行役員制度の検討課題については、昨年度副会長の渡邊敬介先生がパテント11月号の本欄において指摘されており、本年度は前年度の経験を踏まえて改善に向けた努力を行っているところである。

しかしながら、1万人規模の組織の運営を適正に行うためには、先の役員制度改正の趣旨を踏まえつつ、会長の権限、会務の継続性の担保、役員たり得る人材の育成といった視点を含め、役員制度及び選挙制度に関する議論を始めてもよいのではないかと、というのが昨年の役員選挙から1年、役員就任から半年を経た現在の正直な感想である。